



# 長野県報

7月16日(木)  
令和2年  
(2020年)  
第123号

## 目次

### 規則

長野県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則(自然保護課) ..... 1

### 告示

長野県県税条例に基づく期日の期限の到来(税務課) ..... 2

卸売市場法に基づく地方卸売市場の認定(農業政策課農産物マーケティング室) ..... 2

公共測量の実施(2件)(建設政策課) ..... 2

公職選挙法に基づく参議院長野県選出議員選挙における候補者の選挙運動に関する収入及び支出の報告書の要旨(選挙管理委員会) ..... 3

### 公告

長野県松本あさひ学園の指定管理者の候補者の募集(こども・家庭課児童相談・養育支援室) ..... 9

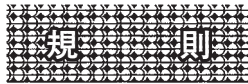
毒物劇物取扱者試験の実施(薬事管理課) ..... 10

県営土地改良事業計画の策定及び縦覧(2件)(農地整備課) ..... 11

県営緊急耐震工事計画の策定及び縦覧(農地整備課) ..... 12

土地改良区の定款変更の認可(農地整備課) ..... 12

特定調達契約に係る一般競争入札(2件)(学びの改革支援課) ..... 12



長野県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則  
をここに公布します。

令和2年7月16日

長野県知事 阿部守一

### 長野県規則第49号

長野県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則

長野県自然環境保全条例施行規則(昭和54年長野県規則第30号)の一部を次のように改正する。

別表第3の1の(17)を同1の(18)とし、同1の(4)から(16)までを同1の(5)から(17)までとし、同1の(3)の次に次のように加える。

(4) 境界標(不動産登記規則(平成17年法務省令第18号)第77条第1項第9号に規定する境界標をいう。)を設置すること。

別表第3の1に次のように加える。

(19) 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成4年法律第75号)第47条第1項に規定する認定保護増殖事業等(以下「認定保護増殖事業等」という。)の実施のために工作物を設置すること。

(20) 長野県希少野生動植物保護条例(平成15年長野県条例第32号)第33条第1項に規定する認定保護回復事業等(以下「認定保護回復事業等」という。)の実施のために必要な工作物を設置す

ること。

(21) 野生鳥獣による生態系に対する被害を防ぐためにカメラその他の観測機器又は標識、くいその他これに類するものを設置すること。

(22) 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(平成16年法律第78号)第3章の規定による同法第2条第1項に規定する特定外来生物(以下「特定外来生物」という。)の防除のためにカメラその他の観測機器又は標識、くいその他これに類するものを設置すること。

別表第3の5に次のように加える。

(6) 認定保護増殖事業等の実施のために木竹を伐採すること。

(7) 認定保護回復事業等の実施のために木竹を伐採すること。

(8) 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第3章の規定による防除に係る特定外来生物である木竹を伐採すること。

別表第4の1中「(5)」を「(8)」に改め、同表の3に次のように加える。

(5) 認定保護増殖事業等の実施のための行為

(6) 認定保護回復事業等の実施のための行為

別表第5の1の(1)中「同表の1の(12)、(15)及び(16)」を「同表の1の(13)、(16)及び(17)」に改める。

### 附則

この規則は、公布の日から施行する。

自然保護課